



鳥取県公報

令和3年3月30日（火）
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（9）（財政課）・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県税条例等の一部を改正する条例（10）（税務課）・・・・・・・・・・ 9
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（11）（人事企画課）・・・・・・・・ 23
	鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例（12）（人権・同和対策課）・・・ 24
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の 一部を改正する条例（13）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 （14）（県民参画協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

——公布された条例のあらまし——

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等の事業継続等を図るため、新たな基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方税法等の一部が改正され、個人県民税に係る住宅ローン減税措置の期間延長、電気供給業に係る特定卸供給業の創設による法人事業税に係る規定の整備、不動産取得税の特例措置の延長、自動車税環境性能割の税率区分の見直し、自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の臨時的軽減措置延長、自動車税種別割のグリーン化特例（軽減）の見直し等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 個人県民税に関する事項

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置を延長し、入居期限を令和4年末（現行 令和2年末）まで延長する。

(2) 法人事業税に関する事項

電気事業法の一部改正により電気供給業の新たな事業類型として特定卸供給事業等が創設されたことに伴い、法人事業税について所要の規定の整備を行う。

(3) 不動産取得税に関する事項

ア 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（評価額を2分の1に軽減）を3年間延長する。

イ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（4パーセントを3パーセントに軽減）を3年間延長する。

(4) 自動車税関係

ア 自動車税環境性能割について、新たな燃費基準により税率の適用区分を見直し、一定の燃費基準を満たさないクリーンディーゼル車については、非課税の対象から除外した上で2年間の経過措置を設ける。

イ 自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の軽減措置の適用期間を令和3年12月31日（現行 令和3年3月31日）までに延長する。

ウ 種別割を軽減するグリーン化特例について、令和3年4月1日以降に最初の新規登録を受けた自家用乗用車に係る適用対象からクリーンディーゼル車を除外する。

(5) ゴルフ場利用税の税率の特例について定めた規定中国民体育大会を国民スポーツ大会に改める。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (6)に関する事項の一部 公布の日

(イ) (2)に関する事項 令和4年4月1日

(ウ) (5)に関する事項 令和5年1月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,821人	2,817人
一般会計支弁に係る職員	2,811人	2,807人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,230人	2,228人
県立学校の職員	2,029人	2,027人
監査委員事務局	12人	13人
企業局の職員	54人	56人
県費負担教職員	4,019人	4,024人

(2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人権に関する問題が複雑化、多様化している昨今の状況に鑑み、差別のない真に人権が尊重される社会づくりのため遵守すべき事項を明示する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(2) 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由として、次の行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下「差別行為」という。）をしてはならないことを明示する。

- ア 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- イ いじめ又は虐待
- ウ プライバシーの侵害
- エ 不当な差別的取扱い

(3) 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

(4) 県は、差別行為を受けた者に対する相談対応その他必要な支援を行うものとする。

(5) 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
- イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正され、患者自身が自分

に適した薬局を選択できるよう、薬局の機能に関する認定制度が新たに創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 保健所の権限に関連する次の事務を鳥取市に移譲する。

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の申請の受理及び知事への送付

(イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「政令」という。）に基づく地域連携薬局等の認定証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(ウ) 政令に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(エ) 政令に基づく地域連携薬局等の認定証の返納の届出の受理及び知事への送付

(オ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に基づく認定薬局開設者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付

(カ) 省令に基づく地域連携薬局等の名称の変更の届出の受理及び知事への送付

イ 鳥取市に移譲している経由事務のうち保健所の権限に関連しない次の事務は県が処理することとする。

(ア) 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業又は製造業の許可の申請の受理等

(イ) 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請の受理等

(ウ) 厚生労働大臣の承認を必要とする医薬品、医薬部外品及び化粧品以外の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の届出の受理等

(エ) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業又は製造業の許可等の申請の受理等

(オ) 再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理等

(カ) 生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理等

ウ 市町村が処理する事務について定めた規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

(ア) 地域連携薬局の認定 1件につき11,000円

(イ) 地域連携薬局の認定の更新 1件につき11,000円

(ウ) 専門医療機関連携薬局の認定 1件につき11,000円

(エ) 専門医療機関連携薬局の認定の更新 1件につき11,000円

(オ) 地域連携薬局等の認定証の書換え交付 1件につき2,000円

(カ) 地域連携薬局等の認定証の再交付 1件につき2,900円

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年8月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

特定非営利活動促進法が改正され、特定非営利活動法人の設立認証の申請の必要書類の縦覧期間が短縮されたこと等に鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 控除対象特定非営利活動法人の指定手続の申出があった場合における申出に係る必要書類の縦覧期間を、2週間（現行 1週間）とする。

- (2) 控除対象特定非営利活動法人の指定手続の申出があった場合において公表する事項及び公衆の縦覧に供する書類について、個人の住所又は居所に係る記載を公表及び公衆の縦覧の対象外とする。
- (3) (2)の公表は、指定手続の完了までの間（指定手続を行わない場合にあっては、指定手続を行わないものと決定されるまでの間）、行うものとする。
- (4) 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧請求があった場合において、事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載を除くことができるものとする。
- (5) 控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度1回知事に提出しなければならない書類のうち、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項について記載した書類は、知事への提出を不要とする。
- (6) 控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度1回知事に提出しなければならない前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程について、既に知事に提出されているもの内容に変更がない場合においては、提出を省略することができるものとする。
- (7) 請求があったときに知事が閲覧又は謄写をさせなければならないこととされている控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた書類について、個人の住所又は居所に係る記載を閲覧又は謄写の対象外とする。
- (8) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年6月9日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	3年法律第5号) 第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の対策に要する経費に充てること。				3年法律第5号) 第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の対策に要する経費に充てること。			
29 鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。				

			て							
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次項及び次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p><u>4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第2項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>
<p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>(2) <u>電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u></p> <p>(3) <u>電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等</u></p>	<p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 <u>電気供給業、ガス供給業又は保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u></p>
<p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対し</p>	<p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対し</p>

て課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)又は第2号ロ若しくは第3号ロ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車のうち、同号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車(同号イ又はロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

4 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

て課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における<u>地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車</u>で専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における<u>生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車</u>で専ら当該公共交通空白地有償運送の用に供するもの</p>
<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 略</p> <p>2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）<u>第3条</u>の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(環境性能割の税率)</p>	<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 略</p> <p>2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）<u>第3条第1項</u>の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(環境性能割の税率)</p>

<p>第137条の5 法第157条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>2 法第157条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第137条の5 法第157条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>2 法第157条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）<u>、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第58条 略</p>	事業	額	略		(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）</u>	略	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）<u>及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第58条 略</p>	事業	額	略		(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）</u>	略
事業	額												
略													
(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）</u>	略												
事業	額												
略													
(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。） <u>及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）</u>	略												

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
略			
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業(小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u> を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略		

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
略		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略	

5 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
略			
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業(小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u> を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	略		

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
略		
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	略	

5 略

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(ゴルフ場利用税の税率の特例)	(ゴルフ場利用税の税率の特例)

<p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する<u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「<u>国民スポーツ大会に準ずる競技会</u>」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（<u>国民スポーツ大会に準ずる競技会</u>の競技及び当該<u>国民スポーツ大会に準ずる競技会</u>について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）</p> <p>2・3 略</p>	<p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する<u>国民体育大会</u>に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「<u>国民体育大会に準ずる競技会</u>」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（<u>国民体育大会に準ずる競技会</u>の競技及び当該<u>国民体育大会に準ずる競技会</u>について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）</p> <p>2・3 略</p>
---	---

（鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成31年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（種別割の税率）</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第8号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で</p>	<p>（種別割の税率）</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で</p>

平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

- (4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

- (5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

- (6) 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

- (4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日（自家用乗用車等にあつては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

- (5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）、法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日（自家用乗用車等にあつては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。以下この号において同じ。）で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(8) 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 略

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であつて、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であつて令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第3号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

略

2 略

第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であつて、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であつて令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率
(1) 乗用車	ア 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	33,900円
	イ 総排気量が1リットル	34,500円	39,600円

- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額
- (5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和2年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車	ア 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	イ 総排気量が1リットル	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円

	ルを超え 1.5リットル以下のもの				
ウ	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円	45,400円		
エ	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円	51,700円		
オ	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円	58,600円		
カ	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円	66,700円		
キ	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	76,400円		
ク	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	87,900円		
ケ	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円	101,200円		
コ	総排気量が6リットルを超える	111,000円	127,600円		
	ルを超え 1.5リットル以下のもの				
ウ	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
エ	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
オ	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
カ	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
キ	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
ク	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
ケ	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
コ	総排気量が6リットルを超える	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円

もの					
サ	電気自動車又は水素自動車	29,500円			
(2)	教習車(乗用車に類するもの)	(1)に定める額	(1)に定める額	(1)に定める額	(1)に定める額
(3) キャンピング車	ア 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
	ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
	エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
	オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
	カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
	キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円

ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	70,300円	ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	80,900円	ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
コ 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	102,100円	コ 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円
サ 電気自動車又は水素自動車	23,600円		サ 電気自動車又は水素自動車	23,600円		6,000円	12,000円

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(令和2年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第43条及び第62条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第31項及び第35項</u>の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書(同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、<u>前項の規定により</u>申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の<u>3第1項</u>の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>事業年度開始の日から6月経過日</u>(法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。)の前日まで</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書(同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、<u>前項の規定によって</u>申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>連結事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。)</u>開始の日から<u>6月</u></p>

<p>での期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、<u>第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</u></p> <p>4 特定法人（<u>法第53条第64項に規定する特定法人をいう。</u>）である内国法人（<u>法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。</u>）は第1項の規定にかかわらず、<u>法第53条第63項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ<u>法第53条第63項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</u></p> <p>（新設法人等の届出）</p> <p>第62条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第64条の9の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に<u>通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この項において同じ。）の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が通算親法人である場合にあっては、その旨）を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>5 法人税法第64条の10第1項の承認を受けた法人又は同法第64条の10第5項若しくは第6項の規定により同法第64条の9の承認の効力を失った法人は、<u>同法第64条の10第1項の承認を受けた日又は同法第64条の9の承認の効力を失った日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、<u>第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</u></p> <p>4 特定法人（<u>法第53条第47項に規定する特定法人をいう。</u>）である内国法人（<u>法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。</u>）は第1項の規定にかかわらず、<u>法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ<u>法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</u></p> <p>（新設法人等の届出）</p> <p>第62条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に<u>連結完全支配関係がある連結親法人の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が連結親法人である場合にあっては、その旨）を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>5 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、<u>同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p>
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例第56条、第137条及び第137条の2の改正規定並びに第4条及び第5条の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第3条の規定 令和5年1月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第24条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下この条において「4年新条例」という。）の規定は、4年新条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 第204回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,230人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,029人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>12人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>54人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,019人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,817人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,807人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,228人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,027人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>13人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>56人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,024人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす<u>全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、<u>人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題</u>（以下「<u>人権問題</u>」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。</u></p> <p>(県内に暮らす<u>全ての者の責務</u>)</p> <p>第4条 県内に暮らす<u>全ての者は</u>、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。</p> <p>(<u>県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等</u>)</p> <p>第5条 県、市町村及び県内に暮らす<u>全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人権教育及び人権啓発に関すること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす<u>すべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、<u>同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題</u>などの人権に関する問題への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。</u></p> <p>(県内に暮らす<u>すべての者の責務</u>)</p> <p>第4条 県内に暮らす<u>すべての者は</u>、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人権に関する意識の高揚に関すること。</u></p>

(3)・(4) 略

(5) 人権施策の推進に資する調査に関する
こと。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、
人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関
すること。

(7) 人権問題における分野ごとの施策に関する
こと。

(8) 略

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の
様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とす
る次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行
為を含む。以下この条において「差別行為」とい
う。）をしてはならない。

(1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差
別的言動その他の心理的外傷を与える行為

(2) いじめ又は虐待

(3) プライバシーの侵害

(4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する
正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要
な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとす
る。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規
定による相談対応その他必要な支援を行うものとす
る。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に
実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な
情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に
暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自
治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の
規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議
会（以下「協議会」という。）を設置する。

2・3 略

(3)・(4) 略

(5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社
会づくりのための重要な施策に関すること。

(6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害
者の人権に関する問題などの人権に関する問題
における分野ごとの施策に関すること。

(7) 略

(人権に関する相談)

第6条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に
暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方
自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項
の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協
議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2・3 略

第10条 略

第8条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号） <u>第9条第1項</u> に規定する事項	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号） <u>第7条第1項</u> に規定する事項
略		略	

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市	8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市
(1) <u>第6条の2第1項の規定による地域連携薬局の認定の申請の受理及び知事への送付</u>		(1) 略	
(2) <u>第6条の3第1項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請の受理及び知事への送付</u>		(2) 略	
(3) 略		(3) <u>第12条第1項の規定による製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付</u>	
(4) 略		(4) <u>第13条第1項の規定による製造業の許可の申請の受理及び知事への送付</u>	
		(5) <u>第13条第6項の規定による製造業の許可の区分の変更及び追加の許可の申請の受理及び知事への送付</u>	
		(6) <u>第14条第1項の規定による製造販売の承認の申請の受理及び知事への送付</u>	
		(7) <u>第14条第7項(同条第13項</u>	

- において準用する場合を含む。)の規定による調査の申請の受理及び知事への送付
- (8) 第14条第13項の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付
- (9) 第14条第14項の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第14条の8第3項の規定による医薬品等承認取得者の地位の承継の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第14条の9第1項の規定による製造販売の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第14条の9第2項の規定による製造販売の変更の届出の受理及び知事への送付
- (13) 第19条第1項の規定による製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (14) 第19条第2項の規定による製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (15) 第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付
- (16) 第23条の2の3第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の申請の受理及び知事への送付
- (17) 第23条の2の16第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (18) 第23条の2の16第2項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (19) 第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事

<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>第35条第4項の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>第40条の2第7項の規定による修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>第70条第1項の規定による廃棄等の命令 ((8)の許可を受けた者及び(15)の許可を受けた者に係るものに限る。(20)から(27)までにおいて同じ。)</u></p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p>		<p><u>への送付</u></p> <p>(20) <u>第23条の36第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>第35条第3項の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可</u></p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) <u>第40条の2第5項の規定による修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) <u>第68条の16第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(35) <u>第68条の16第2項において準用する第7条第3項の規定による製造管理者の兼務の許可の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(36) 略</p> <p>(37) <u>第70条第1項の規定による廃棄等の命令 ((24)の許可を受けた者及び(31)の許可を受けた者に係るものに限る。(38)から(45)までにおいて同じ。)</u></p> <p>(38) 略</p> <p>(39) 略</p> <p>(40) 略</p> <p>(41) 略</p> <p>(42) 略</p> <p>(43) 略</p> <p>(44) 略</p> <p>(45) 略</p>	
--	--	--	--

<p>8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p><u>(1) 第2条の8第2項の規定による認定証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(2) 第2条の9第2項の規定による認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(3) 第2条の10の規定による認定証の返納の届出の受理及び知事への送付</u></p>	鳥取市	<p>8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p><u>(1) 第5条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(2) 第6条第2項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(3) 第6条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(4) 第7条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(5) 第12条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(6) 第13条第2項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(7) 第13条第4項（同条第6項</u></p>	鳥取市
--	-----	--	-----

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(8) 第14条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(9) 第37条の2第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(10) 第37条の3第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(11) 第37条の3第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(12) 第37条の4第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(13) 第37条の9第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(14) 第37条の10第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(15) 第37条の10第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付

(16) 第37条の11第1項（同条第

<p>(4) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（8の33の項(8)及び(15)の許可に係るものに限る。(6)、(8)、(10)及び(12)において同じ。)</p> <p>(5) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の33の項(8)及び(15)の許可に係るものを除く。(7)、(9)及び(11)において同じ。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>		<p><u>2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(17) <u>第43条の4第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(18) <u>第43条の5第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(19) <u>第43条の5第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(20) <u>第43条の6第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(21) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（8の33の項(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。)</p> <p>(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の33の項(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。)</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p>	
--	--	---	--

<p><u>(16)</u> 略</p> <p>8の35 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p><u>(1) 第16条の3第1項の規定による認定薬局開設者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(2) 第16条の3第3項の規定による薬局の名称の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p>略</p>	鳥取市	<p><u>(33)</u> 略</p> <p>8の35 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>略</p>	鳥取市
---	-----	--	-----

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(51) 略</p> <p><u>(51の2) 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定 1件につき11,000円</u></p> <p><u>(51の3) 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新 1件につき11,000円</u></p> <p><u>(51の4) 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定 1件につき11,000円</u></p> <p><u>(51の5) 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(51) 略</p>

<p style="text-align: center;"><u>1 件につき11,000円</u></p> <p>(52)～(62の4) 略</p> <p><u>(62の5) 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の書換え交付 1 件につき2,000円</u></p> <p><u>(62の6) 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付 1 件につき2,900円</u></p> <p><u>(62の7) 略</u></p> <p><u>(62の8) 略</u></p> <p>(63)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(52)～(62の4) 略</p> <p><u>(62の5) 略</u></p> <p><u>(62の6) 略</u></p> <p>(63)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(準備行為に係る経過措置)

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第12条第8項の規定により改正法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「新法」という。）第6条の2から第6条の4までの規定の例により認定をすることができることとされた地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る第1条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表8の33の項(1)及び(2)の事務、8の34の項(1)から(3)までの事務並びに8の35(1)及び(2)の事務は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても鳥取市が処理するものとする。

(施行日前の地域連携薬局の認定等の申請に係る手数料の徴収)

3 改正法附則第12条第8項の規定により施行日前に行うことができるとされた新法第6条の2第1項若しくは第4項若しくは第6条の3第1項若しくは第5項の規定に基づく行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の8第1項若しくは第2条の9第1項の規定に基づく行為については、第2条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第51号の2から第51号の5まで並びに第62号の5及び第62号の6に掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数料を徴収する。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、<u>遅滞なく、その旨、当該申出書の提出があった年月日及び前項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。以下この項において「特定添付書類」という。）に記載された事項をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、特定添付書類を、当該申出書を受理した日から2週間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による公表は、次条第1項の規定による指定手続の完了までの間（指定手続を行わない場合にあっては、指定手続を行わないものと決定されるまでの間）、行うものとする。</u></p> <p>(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類（同項第3号に掲げ</p>	<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、<u>遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公表するとともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類を知事に提出しなけ</p>

<p>る書類については、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>(1) <u>法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にした場合</u> <u>事業報告書等</u></p> <p>(2) <u>既に知事に提出されている前条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がない場合</u> <u>同号に掲げる書類</u></p> <p>2 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、<u>これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</u>を閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>(指定取消の手続を行う基準等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、<u>第8条第4項</u>又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかつたとき。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>なければならない。ただし、<u>法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にしたときは、事業報告書等の提出は要しない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、<u>これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</u></p> <p>(指定取消の手続を行う基準等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、<u>第8条第3項</u>又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかつたとき。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(指定の申出に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第3条第1項の指定の申出があつた場合について適用し、施行日前に改正前の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第3条第1項の指定の申出があつた場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

- 3 新条例第10条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定は、新条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。